

# 役員を選任及び会長の選定について

---

2015年11月19日

公益財団法人日本サッカー協会

1. 「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」及び「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について
-

# 「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

1. ガイドライン2.適用範囲2.3の「会長予定者選出活動者」は、各々のWEBサイト、ブログ、LINE、ツイッター、フェイスブック、SNS等においてガイドライン5.活動の活動を行うことはできない。  
(例) 会長予定者選出活動者が所属する47FA、Jクラブ及び各種連盟等のHP等を含む
2. 「会長意向表明者」は、12月1日から臨時評議員会開催時(12/23)までの期間において、ガイドライン5.活動5.2(2)の「会長立候補への意向を表明することを目的とした活動」のみを行なうことができる。「理事による投票」、「評議員による推薦」及び「理事会での選出決議及び確認」、更には「評議員による選挙の投票での決議」及び「評議員会による承認の決議」を勧めたり、促したりすることはできない。
3. ガイドライン5.活動5.5(2) 5.6(2) 5.7(2)の電子メールの送付の際に、静止画・動画・音声等を添付して送付することは可能である。ただし、それぞれの活動期間に行なって良い内容に限る。
4. ガイドライン9.本協会事務局との関係により、JFAハウス共用部及びJFA専用部内におけるビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示はできない。
5. 規程第16条〔選挙公報〕の会長候補者の氏名、経歴、構想等を記した選挙公報を発行し、理事及び評議員に配付すると共に、ガイドライン5.活動5.7(4)の「本協会ホームページに本協会が設置する特設サイト」にも会長候補者の告示後速やかに、選挙公報を臨時評議員会(1/31)による決議までの期間掲載する。

## 「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

6. 選出管理委員、役員等推薦委員、評議員、理事、監事、特任理事及び事務局員は、役員を選任及び会長等の選定に関して知り得た情報についての守秘義務を厳守しなければならない。
7. JFAが所有・管理している写真や記事などの利用は、サッカー活動で利用する場合のみ通常のプロセスを経て可能であるが、意向表明活動・立候補活動・選挙活動で利用することはできない。
8. 選出管理委員会の業務としての広報は、選挙全体についての広報をいう。選挙全体についての広報は、JFAコミュニケーション部も行う。会長予定者選出活動者への取材依頼についてはJFAコミュニケーション部は関与せず、本人が対応する。
9. 選出管理委員会から理事会(1/21)に付議する理事による得票者及び得票数は、理事会及びメディアに公開する。また、評議員推薦の会長候補者については、氏名のみ理事会及びメディアに公開する。
10. 会長候補者が複数となった場合の、臨時評議員会(1/31)において実施される評議員による選挙の各候補者の得票数は、メディアへ公開する。

## 2. 会長候補者の条件について

---

## 会長候補者の条件について

会長候補者の条件は、以下の通りとします。

1. 会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
2. 会長として選任された場合、基本規程第9条第5項に基づき、その就任時に、満70歳未満であること(FIFA理事はこの限りではない)
3. 日本国籍を有すること
4. 政治的及び宗教的に中立な立場であること
5. 法人法及び認定法の規定を満たすこと
6. 次に掲げる者は、会長候補者となることができない。
  - (1)禁錮以上の刑に処せられた者
  - (2)外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
  - (3)刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
  - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (5)破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (6)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

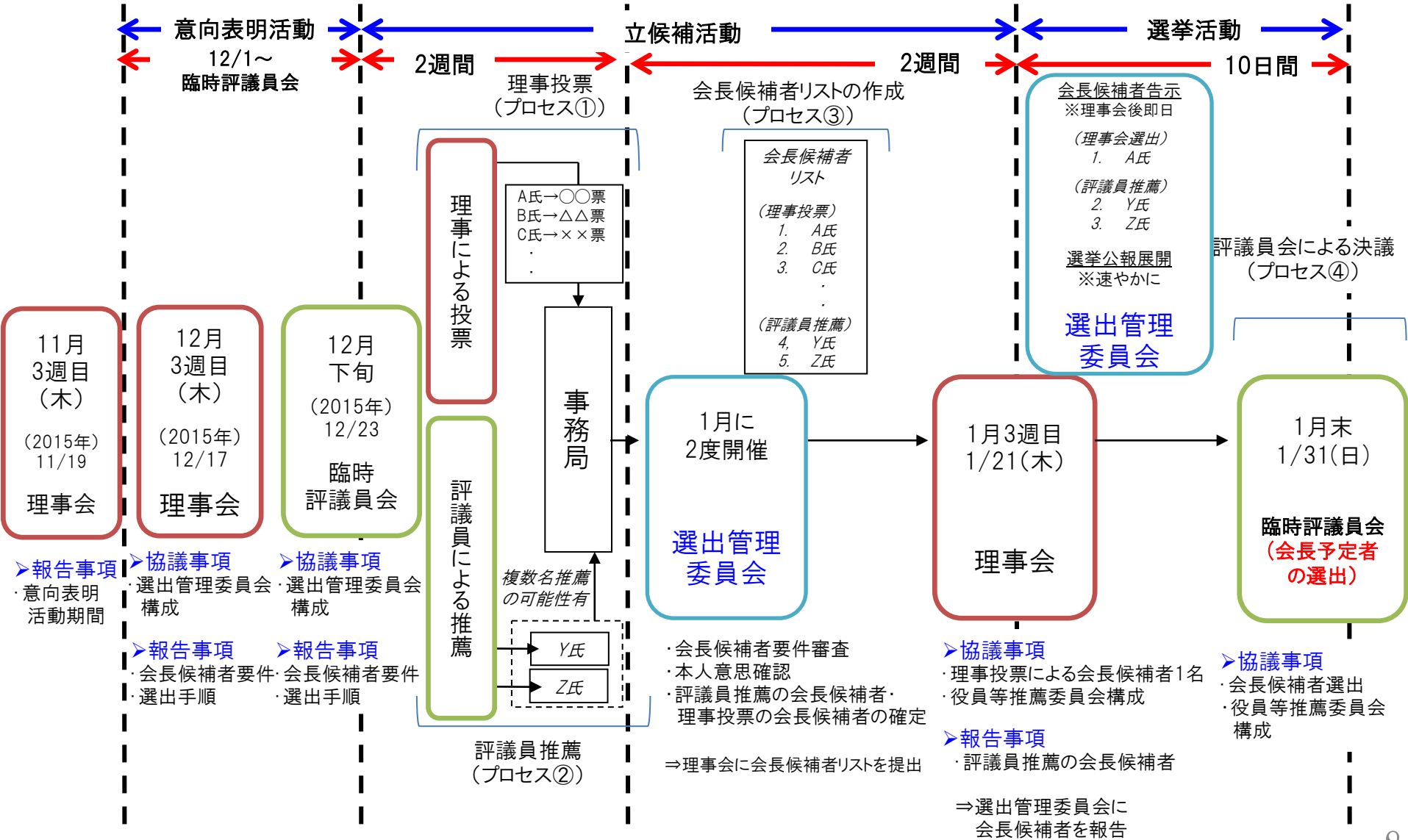
なお、「会長意向表明者」及び「会長立候補者」についても、上記を満たした者が、それぞれ認められた活動をすることができます。

以上

### 3. 会長予定者選出までの流れ

---

# 会長予定者選出までの流れ





# 会長予定者選出までの流れ

	日程		議 題・内 容	備 考
①	11月19日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 報告事項</li> <li>・ 意向表明活動期間</li> </ul>	
②	12月17日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 協議事項</li> <li>・ 選出管理委員会構成</li> <li>▶ 報告事項</li> <li>・ 会長候補者要件</li> <li>・ 選出手順</li> </ul>	
③	12月23日	臨時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 協議事項</li> <li>・ 選出管理委員会構成</li> <li>▶ 報告事項</li> <li>・ 会長候補者要件</li> <li>・ 選出手順</li> </ul>	
④	1月	理事による投票		理事による投票(プロセス①) 臨時評議員会の開催日を開始日とし、2週間後を期日
⑤	1月	評議員による推薦		評議員による推薦(プロセス②) 臨時評議員会の開催日を開始日とし、2週間後を期日
⑥	1月	選出管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人意思確認</li> <li>・ 会長候補者要件審査</li> <li>・ 評議員推薦の会長候補者の確定</li> </ul>	会長候補者リストの作成(プロセス③) ⇒理事会に会長候補者リストを提出
⑦	1月21日	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 協議事項</li> <li>・ 理事投票による会長候補者1名</li> <li>・ 役員等推薦委員会構成</li> <li>▶ 報告事項</li> <li>・ 評議員推薦の会長候補者</li> </ul>	⇒理事会後、選出管理委員会に会長候補者を提出 ⇒選出管理委員会が会長候補者の告示
⑧	1月31日	臨時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 協議事項</li> <li>・ 選挙もしくは承認の決議により会長予定者を選出</li> <li>・ 役員等推薦委員会構成</li> </ul>	⇒評議員会による決議(選挙の投票もしくは承認) (プロセス④)